

第十回国会 厚生委員會議録 第三十号

昭和二十六年五月二十七日(日曜日) 午後二時二十九分開議

出席委員

- 委員長 松永 佛骨君
- 理事 丸山 直友君 理事 豆 理事 金子與重郎君 理事 福田 昌子君
- 高橋 等君 中川 俊照君
- 寺島隆太郎君 堀川 恭平君
- 松井 豊吉君 清藤 唯七君
- 堤 ツルヨ君 今野 武雄君
- 松谷天光君

出席政府委員

- 厚生事務官 久下 勝次君
- (医務局長) 慶松 一郎君
- 厚生事務官 (薬務局長) 木村忠二郎君
- (社会局長) 安田 巖君
- 厚生事務官 (保険局長) 山口 正義君
- 厚生技官 山口 正義君
- (公衆衛生局長)

委員外の出席者

- 参議院議員 中山 壽彦君
- 参議院法制局参事 (第一部長) 今枝 常男君
- 参議院法制局参事 (第一部長) 中原 武夫君
- 参議院法制局参事 (第一部長) 川井 章知君
- 参議院法制局参事 (第一部長) 東門員 引地亮太郎君
- 東門員 山本 正世君

五月二十七日

委員菊田アサノ君辞任につき、その補欠として今野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

第一類第八号

厚生委員會議録第三十号 昭和二十六年五月二十七日

昭和二十六年五月二十七日

一

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二七号)(予) 覚せい剤取締法案(参議院提出、参法第二二二号) 請願の取扱いに関する件

○松永委員長 これより会議を開きます。まず覚せい剤取締法案を議題とし、質疑に入ります。丸山委員。

○丸山委員 近ごろの世相として、青少年の覚醒剤における中毒が、非常にはげしくなりましたので、これを防止するために、本法案が参議院から提案せられましたことに對しましては、敬意を表しますが、とかくこゝろい法律をつくり出すと、正常のルートをもつて正当の意思をもつて使おうとする人たちが、多くの法律によつてきつりくつな縛り方を受けて、かえつてやみであるとか、あるいは不正な所持者といふものが、その網の目からのがれる危険が非常に多いと思つております。

この法律全体としまして、厚生省の当局として、こゝろい法律の内容で、この不正な使用の防止、あるいは不正な販賣、あるいはやみルートというふうなもの、この法律の適用によつて是正せられるという、確信を持つて取締りが行われるというふうなお考えがあるかどうかということ、当局からひとつ伺います。

○慶松政府委員 覚醒剤の取締りにおきまして最も困難な点は、実はやみその他、あるいは資格のない人々、あるいはしるうと、あるいは青少年等が所持したしておりまして、そつしてそれ自分でも使つとか、あるいはいれわゆる青少年が、さらに自分の手下に使ひまふといふようなことが、たいへんな問題になりまして、しかもそれを取締ることは、現行の薬事法におきましてはできないのでございます。と申しましては、個人が薬を持つておりまして、麻薬以外のものでは、これを取締るための何らの法的な措置がございませぬ。従いまして、その点に、私どもはこの覚醒剤取締りにおきする最も大きな盲点があると存じます。その点は是正がございませぬがゆゑに、取締りがきわめて楽に行くという点が一つ。

それからいま一つは、この法案におきましては、施用者の施用機関の指定がございまして、しかもそれは直接製造業者から施用機関に流すよりになつてございまして、従いまして、その中間におきまして、これをいらく／＼ストックしておくというふうな必要がございまして、その点におきまして、直接使つてお医者さん以外の者はこれを持たないという点等からいたしまして、まずこの法案によりますれば、覚醒剤の取締りは万全を期し得られるものと、私どもは存じておる次第でござい

ます。

○丸山委員 ただいまの御答弁で、相

当な確信をお持ちのようでございますが、麻薬の取締官は、暴力に備えるために、ピストルの携帯等が許されてお

るはずであります。青少年は近ごろ非常に悪化した者が多いのでありまして、暴力に訴えるようなこともあると

考えられるのでありますが、この取締りに当る者は、そつていふふうな麻薬取締官とこれを共通にするというふうなことは考えられないか。そつていふふうにするのが便宜であるか、あるいはかえつて悪いか、その点に對する御意見を承りたい。

○慶松政府委員 實は覚醒剤の問題が起りまして以来、私どもいたしましては、覚醒剤の取締りをまつたく麻薬と同様に取締る。すなわちこれを麻薬の一部と見るといふような方法も考えたのでございませぬけれども、大体麻薬といふものは世界的にきまつておりまして、その意味におきまして、覚醒剤を麻薬の中に入れてまうことができませんので、別個の取締りの法案が考えられた次第でございまして、なお覚醒剤の取締りにつきましては、麻薬と同様なことも考えられない次第ではございませぬが、しかしながら、麻薬に關しましては、御存じの通り世界的な問題でございまして、従いまして、輸出入その他、いわゆる第三國人とわが國人との間の問題、いろ／＼な点がございますが、たいへん危険な点もございませぬが、しかしそれに比べますれば、覚醒剤につきましては、それほどな点はないと私どもは存じております。しかしながら、この点につきましては、従来とも、国家警察あるいは地方自治警察等が、きわめて協力的にそ

の取締りに當ることに協力してくれておりますので、大体におきまして、この法案に従いまして行いますならば、まず麻薬とは別個に取扱いまして、取締りは十分できるものと私どもは存じておる次第でございまして。

○丸山委員 取締りの確信があまりにありませんので、たいへん安心いたしました。ただ、たいへんお話ございましたが、販賣業者がなくて、製造業者から直接に施用者に必要量を供給するよう直接の取引といふものに対して、何か隘路があるとか、あるいは困難があるといふようなことがありませぬかと、正当な目的で使用者が束縛せられることになりませぬかと、その点に對しては、うまく参るであらうといふお考えでありますか。

○慶松政府委員 これについては、もちろん仰せのような点も危惧されな

伺いたいのではありません。提案者にお伺いしたいことは、大体正常なルートで正常な目的に使うものに対して、何らの不利益あるいは不便がないかどうか、それを阻害する点がないかどうかという点に、主点を置いてお伺いをしたいのであります。販売業者がないことに関しましては、多少の不便があるかと考えますが、ただいまの御答弁で満足するといまして、第三條の一項の二号に「覚せい剤施用機関については、精神病院その他診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所」ということになっております。大体精神病以外で、覚醒剤の施用を必要とする病院または診療所という意味は、どういう意味であるか。第九條の第二項の二に、覚せい剤施用機関である病院又は診療所において第三條第二項（指定の基準）の規定による指定基準に定める診療科名の診療を廃止したときは、届け出でなければならぬということがあります。従つて三條の一項の二号の「施用を必要とする病院」の指定の基準は、診療科名を建前とするものと考えられるのであります。そうすると、どういふ診療科名を持つておられるものが、この指定の基準になれるかというお心組みを承りたいと思ひます。

○中原参議院法制局参事 提案理由の説明の中に述べてございますように、覚醒剤が医療用に使われます場合の一つとして、睡眠剤の急性中毒を治療する場合、全身麻酔のすみやかな覚醒を行う場合、その二つがあがつております。的確にはまだわかりませんが、内科、外科においておそろしく使われるのではないかと考えましたので、精神病院その他覚醒剤の施用を必要とする病院、診療所を規定したわけでございます。

○丸山委員 ただいまの御答弁の内容は、しからば内科を診療科名とするもの、外科を診療科名とするものという意味である、こゝろ解釈してよろしゅうございませぬか。

○中原参議院法制局参事 さようでございませぬ。

○丸山委員 ちよつとその点おかしいかと思ひます。これは法律の文面に現われたものではなくて、事実上指定するときのものになりますから、多分省令等が出るかと考えます。ただいま私もこゝろいふことに関する深い知識を持つておりませんので、内科、外科以外で、事実上正当の理由で診療に必要であるという科名がほかにあるかないか、ただいまだちに検討できませんから——この内科、外科ということ、ただいまの御答弁にはありませんが、将来省令等においてその診療科名というものをおきめになる場合に、内科、外科以外のものも、場合によつては考えられるという意味に解釈してよろしいかどうか。

○中原参議院法制局参事 さようでございませぬ。

○丸山委員 次に二十四條の二項で、覚せい剤製造業者であつた者、覚せい剤施用機関の開設者であつた者または覚せい剤研究者であつた者は、指定が効力を失つた日から三十日以内に、その所有する覚せい剤を覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関または覚せい剤研究者であるものに譲り渡さなければならぬ義務が規定してあります。一方それを買い受けなければならぬ義務の規定が、どこを探してもないのであります。そうしますと、どうしても片方は譲り渡さなければならぬのに、これの買受けの希望がないという場合が、必ず生ずると考えます。その場合は、おそらくはその三項の「譲り渡すことができなかった場合」というものが、適用せられるのであらうかと考えます。その場合に「すみやかに当該職員を立て求めその指示を受けて当該覚せい剤を処分しなければならぬ」と「処分」ということの内容を、ひとつお考えを承りたいのであります。どういふことを指示し、どういふふうな処分があらかじめ考えられるかということでありませぬか。

○中原参議院法制局参事 三項の指示の内容は、できるだけ指定執行後に覚醒剤を所有しておる者に損害を與えないで、しかも覚醒剤の取締りの方針に沿うような指示をすることを期待してあります。そのために、具体的に申し上げますと、損害を與えない処分の方法は、覚醒剤を必要とし、しかも合法的に施用できるところへ移すということになるわけでございます。十七條の四項で、法令による職務の執行につき覚せい剤を譲り渡す場合には「前項の規定は適用しない」と書きましたのは、そういう場合を予想して書いた規定でございます。

○丸山委員 損害を與えないように指示をし、損害を與えないように処分をするというものは、買わせる、譲り渡させるという意味だと思ひます。これを譲り受ける人間はきまつておるのであります。製造業者か施用機関か覚醒剤の研究者以外にはできないのであります。そういうしますと、地方に

あるところの、施用した残りの僅少なものを対して、製造業者ともあらう者が、わざ／＼それを買い受けなければならぬ必要を感じるわけはありませぬから、買わなければならぬ義務規定がない以上は、買わないと考えます。また施用機関も、特別非常に安い値段でも譲るといふことであれば、買つても譲りませんが、そんなところから買わなくとも、あたりまえの製造業者から、封緘のあるものが買えるのであります。封緘のとれてしまつた残物など買つた施用機関はないと考えます。また研究者においても同様だと考えます。そうしますと、譲り渡す義務の規定があつて、片方に買受け義務の規定がない場合には、必ずそれを持つておつた人間が、損害を受けない方法でこれを処分するということ、私は不可能だと考えます。その処分には、必ず何らかのそれに対する補償がなければならぬと思ひます。その規定がないと、これは所有権あるいは財産権の侵害になり、憲法違反だと考えます。これに対して当局の方はどういふふうに御処理なさる御覚悟があるかというところを、ひとつ承りたいのであります。

○慶松政府委員 御せの点は、まことにござつともでございますが、事実問題といたしましては、診療機関等でやめました上の場合には、おそろしく極めて僅少な量になると存じます。従つて、これを他に保管その他がございませんいたしませんことも、さほど困難ではないと存じます。従つて、できるだけあつせん等をいたしまして、損害を

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 いろいろも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

○今枝参議院法制局参事 今修正案の話でございましたが、修正から少し話がそれますけれども、先ほどお話の財産権の保障との關係でございますが、法的に私どもの考え方を一応申し上げてみたいと思ひます。と申しますのは、仰せの上にも損害が生ずるような場合には、実際問題といたしましては、そういう損害を與えないようにいたしませんことが必要であると思ひます。従つて、なるべくそういうこととの起らないやうな措置をして参ることが必要と考へております。

○丸山委員 どうも、少し私には納得が参らぬのであります。私は、当該職員がそれを処分する場合においては、その損害を国庫が補償するといふような條項に、実は修正したいと考えておつたのであります。会期が明日に迫つておりますので、修正いたしますと、この国会に間に合はなくて廃案にしたいと思います。そういうことで、私としてはこの法律はつくりたいという熱意を持つておりますので、そういう結果に終らせたくないと考えます。から、これに關しましては、省令等においてそれを明らかにするといふような、実はもう少し責任のある政府からの御答弁を期待して居るわけなんです。ただいま会期が延長せられるかもしらぬといふやうな話を聞いておるのであります。会期が延長せられるかと、これを修正する余地があるのをご存じますが、そういう修正に対して御同意くださるかどうか、提案者には何かお考えがございしたら、承りたいと思ひます。

ただ法理的な問題といたしましては、この覚醒剤というものは、その性質上、この法律で規定いたしましたような種類の業者しか所有することができない。こういう性質のものとして、この法律で規定いたされまして、またその地位がなくなりましては、これを適当な方法で処分しなければならぬといつたような制限を持つた内容の有権としてのみ認められる。つまり覚醒剤というものの性質上、公共の福祉に適するよう、この覚醒剤の所有権というものをきめて行かなければならぬのだ、こういう要請から参つておられますので、これは一応憲法論といたしましては、憲法二十九條の第二項で認められておりますところの財産権の内容は、公共の福祉に適するよう法律で定める、この方に該当するかと考えられるのではないかと、かように考えておる次第でございます。

つまり覚醒剤の性質上、普通の所有権のように、無制限な形の所有権は、認めたいものである。こういう趣旨からいたしまして、この法律でその内容を限定して参る、こういう趣旨でございます。従いまして、純粹の法理論といたしましては、この憲法で認められましたわくの中でこの制限を置いているのである、このように考えている次第でございます。最終的な法理論といたしましては、許される制限ではあるまいか、このように考えております。ただ実際問題といたしましては、たとい法理論として許されましても、さような損害をなすべく與えないような方法で処理して行くということが、ぜひとも必要なことであるかと考えてお

る次第でございますが、一応法理的な面の考え方を申し述べました。

○丸山委員 法理的にこれが正しい、それは持つておることが公衆の福祉に反するものであるというお話をなす議論がありますが、それならば、なぜすみやかに当該職員の見合ひのもとに指示をしたり、処分をしないのか、国庫に没收すると規定しないのか。それが公共の福祉に反することが明瞭であるならば、なまぬい文句である。当然所有を許さない、国庫においてこれを没收すると私は修正したいと考えるのであります。その点いかがでございますか。

○今枝参議院参事 ただいま申し上げましたように、実際問題といたしましては、なるべく損害を與えないようにすることが好ましい。こういう趣旨からいたしまして、必ずしも没收をいたさなくても、処置のきまぬ場合には、そのようにして行く方が、少くとも安当である。このように考えられますので、没收一本にいたしませんで、その間に別個の処置をとり得るような限度を置いておく、こういうことの方が適當ではなからうか、かように考えた次第でございます。

○丸山委員 そういふふうな便法、損害を與えないような方法を講ずる、講じなかつた場合には没收する、ただいまの御答弁はこういう意味なんですか。

○今枝参議院参事 さような場合に没收するといふことを予想しておるわけではございませんのでありまして、没收まで行かないような段階で処置がし得るようなことを望んでおる次第でございます。従いまして、この法律が最

終的に没收するのであるというところを予想いたしましたして規定いたしておる次第ではないのでございます。

○丸山委員 希望しておることとは、何もここに書いてないものであります。法律を適用する場合においては、希望だけでは通らない、必ず法律の文面が適用になる。だから、そういうことを希望するならば、希望するというところを法律文面に明らかにしなければならぬと思つておられます。没收する、これを持つておることが公衆の福祉に反するものであるという見解であるならば、没收する建前で行くのがほんとうであるかと思つておられます。建前をはつきりさせないで、ぼやかしたあいまいな法律といふものは、国民が非常に困ります。その点いかがですか。

○今枝参議院参事 持つております事自体が、必ずしも直接にはいけないといふことにはならないかと思つておられます。持つておられますことが、おのずからその使用方法を誤るような結果になる危険があるという意味において、ここで制限いたす趣旨でございます。それから私希望と申し上げましたが、この法律の立案の趣旨は、没收して行くという趣旨ではない、こういう意味を申し上げた次第でありまして、つまり必ず没收だといふことではなくて、その間にいろいろなほかの方法によつて処置し得るという道をおいた方がよからう、こういう趣旨でございます。

○丸山委員 だから、そういう御趣旨であれば、そういう趣旨であるといふことを、法律の修正が会期が短かくてむずかしかつたら、省令か何かではつきり保証していただく道はないかといふことを当局にお伺ひして、そのお考

えを聞いておる。文面に現われていないものは、世の中には通らないのであります。

○松永委員 速記を中止して……。
〔速記中止〕
○松永委員 速記を始めたくださじ。覚せい剤取締法案につきましては、他に質疑通告者もございまして、相当疑義の点もあるようございまして、これを次回に譲ることといたします。

○松永委員 此の際医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案につきまして、堤委員より発言を求められておりますからこれを許します。堤委員。

○堤委員 医務局の方も見えになつておりますし、薬務局長もおいでになつておりますのでありますから、ただいまの委員長の話によりますれば、あるいは都合によつて会期が再び延長されるかもしれないという現段階でございますが、私たちけさほどまでは、明日で閉会ということに相なつておつたわけでありまして、しかしこれが五日ぐらゐ再延長されるといたしまして、大したかわりはないのではないかと思つておられますので、ここで伺ひ申し上げたいと思つておられるのは、ただいま参議院の方で審議を續けて参りました医薬分業の問題に關しまして、けさ新聞で私たちが見るところによりまして、一応繼續審議という形に相なつたやに拜見したのでございます。局長また次長は、参議院の委員会にお出ましになつて、審議の過程は十分これを知らんになつたと思つておられますが、ひとつ先議

になりました参議院における審議状況、並びに経過などを、簡単に聞きたいと存じます。

○慶松政府委員 仰せの法案につきましては、五月七日国会が再開されました、ただちに参議院におきましてはその審議に入られまして、政府側に対しまして質問あるいはこれに關連いたしましたところの關係者並びに一般の人々の意見を聞くための公聴会、あるいはこの法案のもとになりましたところの臨時医薬制度調査会あるいは臨時診療報酬調査会等の委員長、あるいは特別委員長、あるいは委員、さらに医科大学あるいは薬科大学の学長あるいは学部長、教授等を証人に呼ばれ、さらに保健關係あるいは社会保障關係、いろいろな關係の方々を証人に喚問せられて、それらの証言を聞かれ、また政府側に対しましては、この世界におきまます法律例の關係、あるいはその他法律の内容等につきましても、いろいろな御質疑等がございまして、熱心に御審議をいたしておる次第でございます。今日におきまして、なお参議院の厚生委員会におきまして審議中の次第でございます。

○堤委員 そういたしますと、新聞で見ました繼續審議に決定したというものは、これは誤報でございますか。

○慶松政府委員 私どもは、その点につきましては、まだ存じ上げておりません。と申しますわけは、これを繼續審議するかいなかにつきましては、委員の秘密會議になつておつたような次第でございます。私どももいたしましては、なお十分の点につきましては、存じ上げておりません。

○堤委員 参議院における審議の経過

をごらんになつて、厚生省の御所見を承つておきたいと思ひます。

○松松政府委員 これにつきましても、証人側並びに委員各位におかれましても、反対の意見もあれば賛成の意見もあり、なか／＼その点どういふことになるかという事は、私どももといひましては、申し上げることはできない次第でございます。この審議経過につきましても、速記録をごらんいただければ、十分おわかりになると存じますが、ただその状況は、ただいま申し上げましたように、賛成、反対意見が入り乱れていると、私どもは承知いたしております。厚生省側といたしましては、この法案を提案いたしております点から申しまして、なるべく早くこの点御審議の上、御決定願ひたい、こゝろ存じておる次第でございます。

○松承委員 他に本件に対する御発言はございませんか。

○松承委員 それでは次に本日の請願日程の審査に入ります。

まず請願の審査の方法についてお話しいたします。本日日程に掲載しております請願は四百五十九件ありまして、これを一々慎重に審査を重ねますと、時間の関係上まづたく困難でございます。また今会期中におきまして、本委員会において審査または調査いたしました事件にほとんどが関連ございませんので、請願の要旨は文書表により十分御了解願へると存じますから、まずおおむね局別に請願を大別いたしましたして、政府の意見を聞いてから、それについての質疑その他の発言をしていただき、委員諸君との協議の後、適切なる決定をいたしたいと存じ

ます。審査の方法をそのようにいたすことについての御意見はございませんか。

○松委員 議事進行について……さうは御存じの通り日曜日でございますが、まことに重要な請願を通しますには、あまりにも出席者が少いように思ひます。私ばかりの状態において請願が通るといふことは、国民を冒瀆するものはなほだしいと思ひますので、この点委員長は少し状況を御勘案になりまして、もう少し慎重を期して請願を通されてはいかかがかと存じますが、どうでありましようか。

○松承委員 ただいま堤委員の御発言がありました。ごもつともと存じます。そのとりはからいはいかがいたしましようか。
ちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕
○松承委員 では速記を始めて……

ただいま堤委員の御発言、きわめてごもつともと存じます。それでは会期も五日間延長されるかのように拜聞いたしておりますし、この請願の審査につきましても、多数の委員諸君の出席を求めて、これを行ふこととし、本日はこれを次会にまわすことになつたいと思ひますから、さう御承知を願ひます。

次会は明日午後一時より開会することといたしまして、本日はこれをもつて散会いたします。
午後三時十七分散会